市立船橋高等学校の在り方検討会設置要綱

(設置)

第1条 「船橋の教育」の基本方針に基づき、社会の変化と発展著しい本市の将来を見据えた魅力ある市立船橋高等学校とする為に、広く意見を求め、市立船橋高等学校の 今後の在り方について考えることから検討会を設置する。

(検討事項)

- 第2条 検討会は、次に揚げる事項について検討をする。
 - (1) 教育課程の工夫や改善について
 - (2) 普通科の通学区域について
 - (3) 施設設備の改善について
 - (4) その他

(構成)

第3条 検討会は、教育次長、学校教育部長、学校長、学務課長、指導課長、保健体育 課長、教育総務課長を基に構成する。

(議長)

第4条 議長は教育次長とする。

(検討会)

第5条 検討会は、必要に応じ事務局が招集する。

(担当者の出席)

- 第6条 検討会に必要があると認めるときは、関係担当者を出席させることができる。 (事務局)
- 第7条 事務局は、学校教育部学務課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は船橋市教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。